

# 仙北地域スポーツ施設 指定管理者募集要項

【施設1】 大仙市ふれあい体育館

【施設2】 大仙市営仙北球場

【施設3】 大仙市仙北健康広場

秋田県大仙市  
教育委員会生涯学習部スポーツ振興課

平成30年7月13日

## 仙北地域スポーツ施設指定管理者募集要項

大仙市（以下「市」といいます。）は、大仙市ふれあい体育館・大仙市営仙北球場・大仙市仙北健康広場（以下「仙北地域スポーツ施設」といいます。）の管理を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定及び大仙市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年大仙市条例第366号）の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補団体を募集します。

### 1 公募する施設の概要等

#### 【施設1】

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 名 称    | 大仙市ふれあい体育館                                     |
| (2) 所在地    | 大仙市堀見内字下田茂木122番地                               |
| (3) 施設の範囲  |  |
| ① 敷地面積     | 10,210.7㎡                                      |
| ② 延床面積     | 2,949.59㎡                                      |
| ③ 構造       | RC造2階建（PHあり）                                   |
| ④ アリーナ面積   | 1,432.88㎡                                      |
| ⑤ 施設・設備の内容 | トレーニングルーム1、男女更衣室各1、エレベーター1基、器具庫1、事務室1、駐車場 120台 |
| ⑤ 施設の設置年月日 | 平成21年12月1日                                     |

#### 【施設2】

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 名 称    | 大仙市営仙北球場   |
| (2) 所在地    | 大仙市堀見内字元田茂木35番地外   |
| (3) 施設の範囲  |  |
| ① 敷地面積     | 13,170㎡  |
| ② 延床面積     | 1,241㎡   |
| ③ 収容人員     | 1,533人（メインスタンド675人、内野スタンド850人、身体障害者席8人）  |
| ④ 施設・設備の内容 | 両翼100m、センター122m<br>スコアボード（鉄骨・W=7.2m. H=3.2m）<br>ダッグアウト、管理人室1、審判室1、記録室1、放送室1、控室2、役員室1、男女トイレ各1、身体障害者用トイレ1、倉庫、駐車場（170台、50台） |
| ⑤ 施設の設置年月日 | 昭和54年11月25日<br>平成15年4月1日（改修）   |

### 【施設3】

- (1) 名称 大仙市仙北健康広場  
 (2) 所在地 大仙市堀見内字元田茂木61番地外  
 (3) 施設の範囲

- ① 敷地面積 17,136㎡  
 ② 延床面積 486.81㎡ (屋内ゲートボール場)  
 ③ 施設・設備の種類及び面積等

屋内ゲートボール場2面(野球練習用防球ネット有)、  
 テニスコート3面(ナイター設備6機)、屋外ゲート  
 ボール場2面、運動広場(サッカーゴール有)、東屋、  
 駐車場70台、男女トイレ各1、水源地ポンプ

- ④ 施設の設置年月日 平成元年4月1日

## 2 管理の基本方針

指定管理者は、以下の基本方針に基づき管理を行うものとします。

「指定管理者は、業務の遂行にあたり公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定期に必要な保守・点検業務を行うものとします。また、地域コミュニティの醸成及び住民福祉の増進に寄与するため、快適な利用環境を作るとともに、総合運動施設としての運営を心がけ施設の管理を行うものとします。」

## 3 指定管理者が行う管理の基準

- 指定管理者が管理を行う際の基本事項は、次のとおりとします。

施設名	(1) 開館期間	(2) 利用時間
大仙市ふれあい 体育館	12月29日から翌年の1月3日 までの休館日を除く日	午前9時から午後9時まで
大仙市営仙北球 場	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後6時まで
大仙市仙北健康 広場	屋内ゲートボール場 12月29日から翌年の1月3日 までの休館日を除く日 屋外ゲートボール場 4月1日から11月30日まで テニスコート 4月1日から11月30日まで 運動広場 4月1日から11月30日まで	屋内ゲートボール場 午前6時から午後9時まで 屋外ゲートボール場 午前6時から午後7時まで テニスコート 午前6時から午後9時まで 運動広場 午前6時から午後7時まで

(3) 個人情報の取り扱い

- ・ 指定管理者は、大仙市個人情報保護条例（平成17年大仙市条例第20号）の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た情報を漏らしたり管理以外の目的に使用してはならない義務を負います。

(4) 情報公開

- ・ 指定管理者は、大仙市情報公開条例（平成17年大仙市条例第18号）の規定を遵守し、施設の管理に関して保有する文書や情報の積極的な公開に努める義務を負います。

(5) 関係法令等の遵守

- ・ 指定管理者は、施設の管理を行うにあたっては、労働基準法などの関係法令や関係条例等の規定を遵守する義務を負います。

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

- ・ 業務の範囲については、別添「管理業務の内容及び基準について」を参照してください。なお、部分的な業務については、市の承諾を得たうえで他の事業者にも再委託することができるものとします。

(2) 指定管理者と市の責任分担

- ・ 指定管理者と市との責任分担は、別表1のとおりとします。  
ただし、表に定める事項に疑義がある場合や定めのない事項については、互いに協議をして定めることにします。

5 指定管理者の指定期間

- ・ 指定期間は、原則として平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とします。なお、この指定期間は、指定に係る市議会の議決後に正式な指定期間となります。

6 利用料金収入

- ・ 利用料については、指定管理者の収入とします。  
また、この利用料金の額は、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される額を上限として、市長の承認を受けて指定管理者が自ら定めることとなります。
- ・ 施設を利用する者が、条例、規則で規定する減免の対象者の場合は、利用料金について同様の減額又は免除をお願いします。  
なお、基準費用額については、減免した後の利用料金収入を基に積算した金額となっております。

7 物品等の販売

- ・ 施設における物品等の販売については、別途協議とします。

## 8 業務にかかる経費

- ・ 仙北地域スポーツ施設の管理に要するすべての経費は、利用料金及び大仙市が支払う指定管理料及びその他収入をもって充てるものとします。

市が示す指定管理料の基準となる額は、「仙北地域スポーツ施設管理業務の内容及び基準について」において、基準費用額として示しています。

指定期間内に支払う指定管理料の額は、収支計画書において提示のあった額を基に双方確認の上、本協定を締結します。

指定管理料の支払方法等については、指定管理者と協議の上、年度ごとに締結する「年度協定」で定めることとなります。

なお、過去2年間及び今年度（見込）の仙北地域スポーツ施設の利用者数、収入及び施設維持管理費等については、別添「仙北地域スポーツ施設管理業務の内容及び基準について」の資料を参照してください。

## 9 応募者の資格等

- (1) 応募者は、秋田県内に事業所を設置する法人その他の団体（以下「法人等」といいます。）とします。

- (2) 応募者は、次に掲げる要件を満たす法人等とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- ② 指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 貴団体に課税される国税、都道府県税、市町村税、消費税等について、滞納せず全て納付していること。
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。
- ⑥ 防火管理者等施設管理に必要な資格を有する者を常駐させること。

- (3) 複数の法人等がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」といいます。）は、代表となる法人等を定めてください。

また、代表となる法人等は、大仙市内に事業所を設置（指定期間の開始の前日までに、大仙市内に事業所を設置する法人等を含む。）し、グループ応募の全ての構成員は、(1)と(2)の要件を満たす必要があります。

- (4) 単独で応募した法人等がグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員である法人等が他のグループ応募の構成員となることはできません。

- (5) 応募者は、次に掲げる実績を満たす法人等とします。

- ① 過去5年以内に、今回募集する施設の類似施設（体育館、野球場、テニスコート、公園施設等）において、受付・案内等の日常管理業務、施設の維持管理及び点検業務、施設設備の保守管理業務、施設の運営管理業務、施設の安全管理業務、事業計画書・報告書の作成等の管理運営の実績を有すること。

- ② グループ応募の場合においては、過去5年以内に、今回募集する施設の類似施設（体育館、野球場、テニスコート、公園施設等）において、受付・案内等の日常管理業務、施設の維持管理及び点検業務、施設設備の保守管理業務、施設の運営管理業務、施設の安全管理業務、事業計画書・報告書の作成等の管理運営の実績を有する法人等が構成団体に含まれていること。

なお、グループ応募の場合においては、類似施設の管理運営の実績を有する法人等が中核となって、施設の運営管理業務、施設の安全管理業務等を行うこと。

## 10 応募書類

- (1) 指定申請書（様式1）
- ①申請団体の概要（様式1-1）
  - ②申請の理由（様式1-2）
- (2) 事業計画書（様式2-1～2-13）
- (3) 収支計画書（様式3） ※指定管理期間の各年度ごとに作成すること。
- (4) 定款又は寄付行為（法人以外の団体にあつては、規約等これに準ずるもの）
- (5) 登記簿謄本あるいは登記事項証明及び印鑑証明書※3ヵ月以内に取得したもの
- (6) 団体の収支決算書及び事業報告書
- ①貸借対照表、損益計算書（又は修正計算書） ※過去3事業年度分
  - ②事業（営業）報告書 ※過去3事業年度分
- (7) 直近1年間の国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない旨の証明書
- ①国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税（法人県民税、法人事業税等）
  - ②法人市民税等 ※大仙市内に本店・支店または営業所等がある団体
- (8) 上記のほか市長が特に必要と認める書類
- ①役員名簿及び履歴書
  - ②主な株主または出資者の名簿
  - ③応募者の資格等の（2）の⑥に示す資格を有している証明書類。
  - ④類似施設の管理実績を証明することができる書類  
（指定管理者指定通知の写しや一部管理業務委託の契約書の写し等）
- (9) グループの構成員及びグループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項（書式1-1, 1-2） ※グループ応募の場合
- (10) 提出部数
- ・ 正本 1部 副本 13部（コピー可）
  - ・ A4フラットファイルに綴じて提出してください。
- (11) 留意事項
- ① 必要に応じて、追加資料の提出をお願いすることがあります。
  - ② 応募1法人等又は1グループにつき、申請は1件とします。
  - ③ グループ応募の場合には、構成団体ごとに（1）①及び（4）～（8）の添付書類を作成してください。
  - ④ 提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は、失格となります。

- ⑤ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ⑥ 提出された書類は返却しません。
- ⑦ 提出された書類は原則として公表しません。ただし、指定管理者候補団体の選定、議会による指定管理者の議決のための資料その他必要な場合は、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- ⑧ 応募に関して必要となる経費は、応募者の負担となります。
- ⑨ 指定申請書提出後の辞退の場合は、辞退届（書式2）を提出してください。

## 11 応募の手続

- ・ 応募手続及びスケジュール等については、次のとおりとします。

### (1) 応募書類の提出方法

- ・ 応募書類の提出は、持参とします。

### (2) 応募書類の提出場所

- ・ 大仙市教育委員会 生涯学習部生涯学習課 仙北公民館  
〒014-0113 大仙市堀見内字元田茂木7-1  
電話0187-69-3333

### (3) スケジュール

期 間 等	内 容
平成30年7月13日～	募集要項の配付
平成30年7月25日 集合場所 仙北ふれあい文化センター	現地説明会 及び現地見学会
平成30年7月17日～8月1日	募集に関する質問書の受付
平成30年8月10日	質問に対する回答
平成30年8月20日～8月27日	応募書類の受付

### (4) 留意事項

- ① 応募書類の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとします。
- ② 応募者は、可能な限り現地説明及び現地見学会に参加するようにしてください。参加する場合は、前日の午前中までに参加申込書（書式3）の提出が必要です。
- ③ 募集に関する質問は、質問書（書式4）により行ってください。郵送（受付期限まで必着）、ファックス、Eメールのいずれも受付いたしますが、電話、口頭による質問は受付しません。
- ④ 質問に対する回答は、市のホームページに掲載いたします。

## 12 指定管理者の候補団体の選定

- (1) 指定管理者の候補団体の選定は、市長が行います。
- (2) 応募者の審査は、市長の附属機関として設置する指定管理者選定委員会が、次に示す審査項目により行います。

- ① 施設の設置目的及び市が示した管理の方針との整合性
  - ② 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果
  - ③ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
  - ④ 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
  - ⑤ 施設の維持管理の内容、適格性、効率性及び実現の可能性
  - ⑥ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
  - ⑦ 安定的な運営が可能となる人的能力及び経理的基盤について
  - ⑧ 類似施設の運営実績
  - ⑨ 地域からの雇用に対する考え方
  - ⑩ 情報公開・個人情報保護に対する考え方
  - ⑪ 緊急時の対応について
  - ⑫ 自主管理評価について
  - ⑬ その他（その他提案事項）
- (3) 審査は、提出された事業計画書等により審査を行います。  
応募者（団体）は指定管理者選定委員会に出席し、提案内容の説明を行うものとします。
- (4) 選定結果の通知は、平成30年10月中旬ごろまでに文書で通知します。
- (5) 選定委員会の審査結果については自社の審査結果のみを開示し、他の申請団体の審査結果は開示しないこととします。

### 13 指定管理者の候補団体の選定後の手続等

- (1) 候補団体との協議
- ・ 候補団体と管理運営の業務の細目について協議を行い、協議が整った場合には、この内容に係る候補団体からの承諾書の提出をもって仮協定とします。  
この場合、必要に応じて候補団体の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補団体はこの求めに対し協議に応じなければなりません。  
また、候補団体と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募団体を指定管理者の候補団体として協議を行うこととなります。
- (2) 指定管理者との協定締結
- ・ 指定管理者の指定に関する事項について、議会の議決を経て指定管理者として指定するとともに、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」と年度ごとに締結する「年度協定」を締結します。

### 14 指定管理者の評価及び指導

- (1) 仙北地域スポーツ施設の効果的かつ効率的運営を確保するため、指定管理者の業務実施状況やサービス等について評価を行います。評価の結果、施設の運営について改善等が必要な場合は、指定管理者に対し指導、助言、協議を行い、これに従わない場合は指定の取り消しを行うことがあります。



- (2) 指定管理者は、評価にあたって市が求める資料については、遅滞なく提出するものとします。
- (3) 評価結果については、ホームページに公開します。

## 15 留意事項

- (1) 指定管理者が、指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況等の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるときや社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない、又は協定を解除することがあります。
- (2) 市は、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者としての業務の継続が困難と認められたときは、その指定を取り消すことがあります。この場合において、市又は第三者に損害を与えたときは、賠償を求めることがあります。
- (3) この応募に関し、応募者が選定委員に接触することはできません。接触の事実が認められる場合は、失格となることがあります。
- (4) 原則として、会社等の法人にかかる市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等は課税対象となります。

## 16 問い合わせ先

- ・ 大仙市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課  
〒014-8601 大仙市大曲上栄町2番16号  
電話0187-63-1111（内線344）  
FAX 0187-63-7131  
メールアドレス [kyouiku-sup@city.daisen.akita.jp](mailto:kyouiku-sup@city.daisen.akita.jp)

(別表1) 仙北地域スポーツ施設リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者		備 考
		市	指定 管理者	
募集及び応募等	募集要項等の市が作成した書類の内容の誤りによるもの	○		
	申請書等の指定管理者が作成した書類の内容の誤りによるもの		○	
	申請に関して必要となる費用		○	
議会の議決が得られなかった等、協定が締結できなかった場合	申請に関して負担した費用及び生じた損害		○	
	管理運営の準備のため負担した費用及び生じた損害		○	
債務不履行	市が協定内容を不履行した場合	○		
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行した場合		○	
運営費用の上昇	施設の管理運営業務に関する法令等の変更による費用の増加	○		消費税、地方消費税等
	上記以外で指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更による費用の増加		○	法人税等
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う費用の増加		○	「特記事項」参照
需要変動・施設の競合	需要の見込み違いや競合施設の影響による利用者減少及び収入の減少		○	
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○	
安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や事故、犯罪発生等		○	
施設・設備 (各施設共通)	経年劣化等による1件10万円未満の修繕		○	
	経年劣化等による1件10万円以上の修繕	○		
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備等の損傷		○	
備品・消耗品 (各施設共通)	経年劣化等による1件10万円未満の修繕		○	
	経年劣化等による1件10万円以上の修繕	○		
	備品の更新	○	○	備品更新時の責任分担については別添の備品一覧に定める
	備品一覧に上がっていない1件10万円以上の備品の新規購入	協 議		
	備品一覧に上がらない1件10万円未満の消耗品等		○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による備品の損傷		○	

保険の加入	指定管理施設の火災保険の加入	○		
	施設利用者に係る保険の加入	○	○	それぞれの責任において保険に加入すること
	自主事業の実施に係る保険の加入		○	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○	市が求償権を行使
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○		
不可抗力(※1)	不可抗力による施設設備の復旧費用	○		
	不可抗力による業務の休止、変更、延期又は臨時休業		協議	「特記事項」参照
指定期間終了	指定期間が終了した場合又は、指定を取り消した場合の撤去に関する撤去費用		○	
引継ぎに係る費用	指定期間開始前及び期間が終了した場合の業務の引継ぎに係る費用		○	

※1 不可抗力:暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動など市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的または人為的な現象

#### 【特記事項】

##### 1. 市が実施または要請する事業等への対応

(1) 市が実施または要請する事業等への対応は、積極的かつ主体的に対応すること。

(例) 緊急安全点検、災害、行事イベント、要人訪問、案内、監査、検査等

##### 2. 不可抗力による指定の取り消し

(1) 市または指定管理者は、不可抗力の発生により、指定管理業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとし、協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定の取り消しを行うものとする。

(2) 前項における取り消しによって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として両者の協議により決定することとする。

##### 3. 大規模修繕等に係る対応

(1) 緊急に大規模修繕等が必要となり、施設の開館が不可能となった場合における管理費及び利用料金制度による施設の利用料の取り扱いについては、その都度、市と指定管理者との間で協議を行うこととする。

##### 4. 物価及び金利の変動に伴う費用の増加の対応

(1) 人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う費用の増加については、原則、指定管理者の負担とするが、収支計画に多大な影響を与える場合については、市と指定管理者で協議を行うこととする。

## 1 管理の基本方針

指定管理者は、以下の基本方針に基づき管理を行うものとする。

「指定管理者は、業務の遂行にあたり公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定期的に必要な保守・点検業務を行うものとする。また、地域コミュニティの醸成及び住民福祉の増進に寄与するため、快適な利用環境を作るとともに、総合運動施設としての運営を心がけ施設の管理を行うものとする。」

## 2 管理業務に関する事項

### (1) 管理業務の概要

#### ①組織及び人員配置

管理業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

#### ②受付・案内業務

利用者へのサービスに支障のないよう、適切な対応を行うこと。また、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を市へ報告すること。

#### ③利用実績等

毎月の利用実績（利用人数、利用率、利用料金収入等）を明らかにするための必要な帳簿を作成すること。

#### ④緊急時の対応

ア 災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

イ 利用者の急な病気、ケガ等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し的確に対応すること。

#### ⑤管理業務の詳細

具体的な管理業務の内容については、別紙1のとおりである。

### (2) 事業計画書及び報告書の提出

#### ①事業計画書等の提出

毎年度末までに、翌年度の下記事項を含む管理に関する事業計画書及び収支計画書等を作成し、市に提出すること。

なお、必要に応じ説明を求めることがある。

- ア 管理体制
- イ 管理業務の実施計画
- ウ 利用者数の計画
- エ 管理に係る経費の収支計画
- オ 自主事業の実施計画に関する事項
- カ その他指示する事項

②業務報告書等の提出

各施設の毎月の業務の実施状況及び収支の状況等について、その翌月の10日まで報告すること。

③事業報告書等の提出

毎年度終了後60日以内に、下記の内容について事業報告書等を提出すること。  
なお、必要に応じ説明を求めることがある。

- ア 管理体制
- イ 管理業務の実施状況
- ウ 利用者数の実績
- エ 管理に係る経費の収支状況
- オ 自主事業の実施状況に関する事項
- カ その他指示する事項

(3) 施設利用者に対するアンケート等の実施及び自己評価について

①施設利用者に対するアンケート等の実施

施設利用者の利便性の向上のため、アンケート等を実施し、施設利用満足度や意見等を聴取すること。また、その結果及び業務改善への反映状況について報告すること。

②自己評価

上記①の結果及び利用実績の分析により自己評価を行うとともに、その改善策を事業報告書とあわせて報告すること。

(4) 区分経理について

①区分経理

指定管理者は施設の管理業務に係る経理と自身の団体等の業務に係る経理とを区分して経理すること。

②収入と支出の適正管理

指定管理者は、指定管理業務専用の口座や帳簿等により、収入と支出を適切に管理すること。

### 3 保守管理及び施設設備等に関する事項

#### (1) 保守管理業務

施設における活動に支障をきたす事態が生じることの無いよう、保守管理体制を整備すること。

現在行っている設備、機器等の保守管理業務は、別紙2のとおりである。

#### (2) 保険

市は、施設に対する災害共済及び市の瑕疵・過失に起因する事故等に対する総合賠償保険に加入する。

指定管理者は、施設及び設備の管理に起因する事故等に対して、賠償責任を負う場合や、自主事業の実施において、自らの瑕疵・過失に起因する事故等に対して、賠償責任を負う場合又は、市からの求償等に備え、指定管理者が必要と考える範囲で保険（履行保証保険、施設損害保険、第三者への損害賠償等）に加入すること。

#### (3) 施設設備及び備品

①施設における活動に支障をきたさないよう、備品の管理を行うこと。なお、不具合が生じた場合は市に報告し、募集要項のリスク分担表（別表1）の定めに従い対応すること。

②新たに備品が必要な場合は、市に協議すること。なお、備品の管理にあたっては、備品台帳を作成し、変更があった場合は更新すること。

③備品の一覧については、別紙3を参照すること。

#### (4) 修繕

##### ①応急的な修繕

施設において、破損、損壊または老朽化により、管理上直ちに修繕を行う必要がある場合は、速やかに市に報告すること。

##### ②計画的な修繕

修繕に係る経費のうち、次年度以降の修繕で対応が可能なものについては、市に修繕の箇所、金額、優先順位等を報告すること。

#### (5) 関係書類の整備

保守管理にあたっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し保管すること。

#### (6) 事故・故障等異常時の措置

施設内において、事故または故障が発生したときは、速やかに市に報告し、指示を受け必要な措置を講ずるものとする。

ただし、緊急を要する場合または軽微な事故・故障等の場合は、指定管理者において必要な措置を講ずること。

#### (7) 関係法令等の遵守

当該施設の管理にあたっては、本基準のほか、関係する法令及び大仙市の条例、規則等を遵守すること。

### 4 その他

#### (1) 補償対策

指定管理者の管理上の瑕疵により、利用者の生命や身体に損害を与え、または財物を損傷した場合、指定管理者が損害を補償し、それ以外の瑕疵による場合については、両者協議のうえ対応すること。

#### (2) 市からの指示等への対応

①市から、施設の管理及び経営状況及び施設の現状等に関する調査または作業の指示があった場合には、迅速かつ積極的な対応を行うこと。

②市が実施または要請する事業等への対応は、積極的かつ主体的に対応すること。

(例) 緊急安全点検、災害、行事イベント、要人訪問、案内、監査、検査等

③市が行う指定管理者の評価には積極的に協力するとともに、評価の結果指導及び助言があった場合には、これに従うこと。

(別紙1)

### 仙北地域スポーツ施設 管理業務一覧

(施設1)大仙市ふれあい体育館

\* 日常業務(毎日実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回、点検	施設内外の巡回、設備点検	毎日	
利用予約受付	予約受付及び案内(3施設の予約管理)	毎日	
利用申請書の受付	利用申請書の受付及び許可書の発行(3施設)	毎日	
利用料金の収受・管理	利用料金の収受と領収書の発行(3施設)	毎日	
利用状況の確認	利用者等を庶務日誌に記載	毎日	
利用者の安全管理	利用者への安全指導と緊急時の対応	適宜	
駐車場の管理	駐車場の清掃及び保守管理	適宜	
施設備品の管理	備品の貸し出し及び保守管理	毎日	
館内清掃	玄関、トイレ、更衣室、アリーナ他	毎日	
館外清掃	玄関周り、施設周り等	毎日	

※3施設の予約受付は、ふれあい体育館を窓口とし、各施設の利用申請書受付、許可書の発行、利用料金の収受と領収書の発行を行うものとする。

\* 月次業務(毎月定期的実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	利用者数及び利用料金等の報告	1回	
光熱水費等の支払	電気料、上下水道、電話料等の支払	1回	

\* 年次業務(年間を通じて定期的実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
委託業者等の契約等	委託業者との協議及び契約	1回	
年次計画の作成	事業計画書・収支計画書の作成と報告	1回	
年次報告の作成	事業報告書・決算報告書の作成と報告	1回	
雪囲い	雪囲いの取り付け・取り外し	2回	
除排雪	玄関周辺部、付帯施設及び避難経路の除排雪	適宜	
行事調整	市主催行事等の行事調整	1回	



(別紙1)

### 仙北地域スポーツ施設 管理業務一覧

(施設2) 大仙市営仙北球場

\* 日常業務(毎日実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回、点検	施設内外の巡回、設備点検	毎日	
利用状況の確認	利用者等を庶務日誌に記載	毎日	
利用者の安全管理	利用者への安全指導と緊急時の対応	適宜	
駐車場及び周辺の管理	駐車場の清掃及び除草等	適宜	
施設備品の管理	備品の貸し出し及び保守管理	適宜	
球場施設の清掃管理	本部席、トイレ、スタンド他	適宜	
グラウンドの維持管理	土のメンテナンス、芝生の管理	適宜	

\* 月次業務(毎月定期的実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	利用者数及び利用料金等の報告	1回	
光熱水費等の支払	電気料、電話料等の支払	1回	
ごみ収集運搬業務	場内ごみの収集運搬	1回	4月～11月

\* 年次業務(年間を通じて定期的実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
委託業者等の契約等	委託業者との協議及び契約	1回	
年次計画の作成	事業計画書・収支計画書の作成と報告	1回	
年次報告の作成	事業報告書・決算報告書の作成と報告	1回	
雪囲い	雪囲いの取り付け・取り外し	2回	
除排雪	玄関周辺部、付帯施設の除排雪	適宜	
行事調整	市主催行事等の行事調整	1回	

(別紙1)

### 仙北地域スポーツ施設 管理業務一覧

(施設3) 大仙市仙北健康広場

\* 日常業務(毎日実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回、点検	施設内外の巡回、設備点検	毎日	
利用状況の確認	利用者等を庶務日誌に記載	毎日	
利用者の安全管理	利用者への安全指導と緊急時の対応	適宜	
駐車場及び周辺の管理	駐車場の清掃及び除草等	適宜	
施設備品の管理	備品の貸し出し及び保守管理	適宜	
施設の清掃	屋内ゲートボール場、テニスコート、屋外ゲートボール場、運動広場、東屋、トイレ、水源ポンプ	適宜	
運動広場の維持管理	芝生の管理	適宜	
水質検査	消毒の残留濃度確認	適宜	

\* 月次業務(毎月定期的に実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	利用者数及び利用料金等の報告	1回	
光熱水費等の支払	電気料等の支払	1回	

\* 年次業務(年間を通じて定期的に実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
委託業者等の契約等	委託業者との協議及び契約	1回	
年次計画の作成	事業計画書・収支計画書の作成と報告	1回	
年次報告の作成	事業報告書・決算報告書の作成と報告	1回	
水源地水質検査	原水の水質検査	4回	
水源地ポンプ清掃	水源地水揚げポンプの清掃	1回	
防球フェンス	防球フェンスの取り付け・取り外し	2回	
雪囲い	雪囲いの取り付け・取り外し	2回	
除排雪	玄関周辺部、付帯施設の除排雪	適宜	

(別紙2)

### 仙北地域スポーツ施設 保守管理業務一覧

現在、仙北地域スポーツ施設及び関連施設において実施している保守管理業務及び業務委託契約先は、次のとおりです。

#### (施設1)大仙市ふれあい体育館

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項
夜間管理業務	(社)大仙市シルバー人材センター	年間	
警備保障業務	(株)ユーアイ警備保障	年間	
清掃業務	指定管理者による自社管理	年間	
自動ドア保守管理業務	ナブコシステム株式会社	年2回	
自家用電気工作物保安管理業務	(財)東北電気保安協会	年間	月次 1回/2ヶ月 年次 1回
消防設備保守管理業務	指定管理者による自社管理	年2回	
防火対象物定期点検業務	指定管理者による自社管理	年1回	
自動火災報知設備点検業務	指定管理者による自社管理	年2回	
エレベーター保守点検業務	SECエレベーター株式会社	年間	
放流ポンプ維持管理・ スクリーンカム槽引抜業務	(有)さいとう清掃	2週間に1回	

#### (施設2)大仙市宮仙北球場

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項
野球場管理業務	大仙市野球連盟仙北支部	8ヶ月	4月～11月
消防設備保守管理業務	指定管理者による自社管理	年1回	
浄化槽保守点検業務	(有)さいとう清掃	月1回	
ごみ収集運搬業務	(有)さいとう清掃	8ヶ月	4月～11月
乗用草刈機メンテナンス	秋田おぼこ農業協同組合	年1回	
防火対象物定期点検業務	指定管理者による自社管理	年1回	

#### (施設3)大仙市仙北健康広場

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項
健康広場管理業務	(社)大仙市シルバー人材センター	年間	
芝管理業務	(株)大曲スポーツセンター	年間	年2回の作業 (積雪時除く)
広場内及び屋根の除雪業務	(有)田村工務店	年2回	積雪量に応じて対応
浄化槽保守点検業務	(有)さいとう清掃	月1回	

(別紙3)

## (施設1)大仙市ふれあい体育館 備品一覧

備品等(I種) ※市が調達し、指定管理者に貸与するもの

No.	品名	メーカー 及び型式	数量	単位	購入年度	更新時の責任分担		備考
						市	指定管理者	
1	AED(自動体外式除細動器)	フィリップス M5066A	1	台	平成21年度	○		
2	担架	谷沢製作所 ST#612-II	1	個	平成21年度	○		
3	差込型支柱	セノー DF0135	2	対	平成21年度	○		
4	テニス用ネット	セノー DF9525	2	張	平成21年度	○		
5	ジェットタオル	三菱電機 JT-SB116GN	4	台	平成21年度	○		トイレ
6	ストップウォッチ	タニタ TD-392-BK	4	個	平成21年度		○	
7	握力計	タニタ 6103-BL	1	個	平成21年度		○	
8	残留塩素計	タニタ EW-521	1	個	平成21年度		○	
9	血圧計	タニタ BP-200-PS	1	個	平成21年度		○	
10	体組成計	タニタ BC-118E	1	台	平成21年度	○		
11	オルタネイティングポジション表示器	セノー DS4600	2	台	平成21年度	○		
12	ケーブルリール	モルデン CL100	8	巻	平成21年度	○		
13	システムカウンター	モルデン GSCRS	2	台	平成21年度	○		
14	システムカウンター	モルデン SCXSDP	4	台	平成21年度	○		
15	システムカウンター	モルデン SCXDDP	4	台	平成21年度	○		
16	システムカウンター	モルデン SCXTDP	4	台	平成21年度	○		
17	システムカウンター	モルデン SCFSNR	4	台	平成21年度	○		
18	ゲーム&ショットクロック	モルデン GSC	2	対	平成21年度	○		
19	デジタイマ	モルデン TPO70X	2	台	平成21年度	○		
20	ファールライト	モルデン UC0010	2	台	平成21年度	○		
21	フロアーマット	モルデン EV-MF098	6	本	平成21年度	○		
22	リモコンスイッチ	モルデン DTRS	1	個	平成21年度	○		
23	簡易型手動得点板	エバニュー KE-636	2	台	平成21年度	○		
24	大音響ホーン	モルデン BHN	2	台	平成21年度	○		
25	連動ケーブル	モルデン D9P05C	8	本	平成21年度	○		
26	連動ケーブル	モルデン D9P05C	4	本	平成21年度	○		

(別紙3)

## (施設1)大仙市ふれあい体育館 備品一覧

備品等(I種) ※市が調達し、指定管理者に貸与するもの

No.	品名	メーカー 及び型式	数量	単位	購入年度	更新時の責任分担		備考
						市	指定管理者	
27	連動ケーブル	モルテン BHN10C	2	本	平成21年度	○		
28	バドミントン用ネット	エバニュー KD-101	4	張	平成21年度	○		
29	多種目兼用支柱	セノー DE4521	4	組	平成21年度	○		
30	得点板多種目兼用型	エバニュー KE-057	4	台	平成21年度	○		
31	得点板多種目兼用型	エバニュー KE-058	4	台	平成21年度	○		
32	バレー用アンテナ	セノー DE9420	2	組	平成21年度		○	
33	バレー用アンテナ	セノー BMA	4	組	平成21年度		○	ソフトバレー
34	ネット計測器	セノー DZ9100	1	個	平成21年度		○	
35	バレー用ネット	アシックス 28121K	2	張	平成21年度	○		6人制
36	バレー用ネット	アシックス 2324EK	2	張	平成21年度	○		9人制
37	バレー用ネット	セノー DE4400	4	張	平成21年度	○		ソフトバレー
38	バレーボール用ポール	セノー DE1015	2	組	平成21年度	○		
39	ポールカバー	セノー DE1900	2	組	平成21年度	○		
40	ポール整理台・運搬台車	セノー DK0110	1	台	平成21年度	○		
41	ポール整理台・運搬台車	セノー DK0111	1	台	平成21年度	○		
42	ラインズマンフラッグ	モルテン VLF40LY	4	組	平成21年度		○	
43	審判台多種目兼用型	セノー DL0110	4	台	平成21年度	○		
44	柔道畳用ノンスリップマット	石井化成 NS-N15	6	枚	平成21年度		○	
45	柔道畳	石井化成 KL-20K	240	枚	平成21年度	○		
46	畳運搬台車	石井化成 M-149	9	台	平成21年度	○		
47	空手用マット	セノー EE1020	2	組	平成21年度	○		
48	ブルーカウンター	ニッタク NT-3713	6	個	平成21年度	○		
49	マジックネット	ニッタク NT-3509	6	張	平成21年度	○		
50	ワンタッチカラーサポート	ニッタク NT-3451	6	組	平成21年度	○		
51	卓球フェンス	ニッタク NT-3611	35	枚	平成21年度	○		
52	卓球フェンス運搬車	ニッタク NT-3718	1	台	平成21年度	○		

(別紙3)

## (施設1)大仙市ふれあい体育館 備品一覧

備品等(I種) ※市が調達し、指定管理者に貸与するもの

No.	品名	メーカー 及び型式	数量	単位	購入年度	更新時の責任分担		備考
						市	指定管理者	
53	卓球台	ニッタク NT-3200	2	台	平成21年度	○		
54	卓球台		6	台	平成21年度	○		
55	片袖デスク	ライオン EDH-127S-C-	2	台	平成21年度	○		
56	時計	カシオ 電波クロック	1	個	平成21年度		○	
57	時計	カシオ スムーズ秒針時計	3	個	平成21年度		○	
58	時計	シチズン 4FYA01-019	1	台	平成21年度		○	
59	壁掛けホワイトボード	コクヨ BB-H634MW1N	1	台	平成21年度	○		
60	壁掛けホワイトボード		1	台	平成21年度	○		
61	コードレス電話機	VE-GP24DL-W	1	台	平成21年度	○		
62	中量物品棚(基本・連結)	ライオン MLK6634	5	台	平成21年度	○		
63	中量物品棚(基本・連結)	ライオン MLR6634	5	台	平成21年度	○		
64	除雪機	ヤンマー Je-91	1	台	平成21年度	○		
65	集塵機	マキタ M441	2	台	平成21年度	○		
66	傘立て フレームタイプ	コクヨ US-G40N	1	台	平成21年度		○	
67	脚立		2	台	平成21年度		○	
68	丸イス	丸イス アイボリー	6	個	平成21年度		○	
69	案内板	コクヨ ZR-PS303	1	台	平成21年度	○		
70	案内板	コクヨ GB-G63	1	台	平成21年度	○		
71	ロビーチェア	コクヨ CN-280=3E14	2	台	平成21年度	○		
72	ロビーチェア	コクヨ CN-	4	台	平成21年度	○		
73	ロビーチェア	コクヨ CN-	2	台	平成21年度	○		
74	ロビーチェア	コクヨ CN-287	4	台	平成21年度	○		
75	リサイクルボックス	コクヨ PF-EW310	1	台	平成21年度		○	
76	リサイクルボックス	コクヨ PF-EW311	2	台	平成21年度		○	
77	リサイクルボックス	コクヨ PF-EW313	1	台	平成21年度		○	
78	ランニングコース用ベンチ	エバニュー YB-72LC	30	台	平成21年度	○		

(別紙3)

## (施設1)大仙市ふれあい体育館 備品一覧

備品等(Ⅰ種) ※市が調達し、指定管理者に貸与するもの

No.	品名	メーカー 及び型式	数量	単位	購入年度	更新時の責任分担		備考
						市	指定管理者	
79	ラテラル3段	コクヨ BWN-L3A59F1N	1	個	平成21年度	○		
80	ミーティングテーブル	コクヨ MT-T152F11NN	2	個	平成21年度	○		
81	ホワイトボード	WP-11S	4	台	平成21年度		○	
82	ポット	CD-PA50-HA	1	個	平成21年度		○	
83	ハンガー掛け	KH-05	1	台	平成21年度		○	
84	パーテーションスタンド	コクヨ GB-PS201P82D	10	台	平成21年度		○	
85	パーテーションスタンド	ヤマカワ、ベルト ポールパーテーション	10	台	平成21年度		○	
86	テーブル	コクヨ KT-PS900F1	15	脚	平成21年度	○		
87	タイムレコーダ	アマノ EX3000Nc	1	台	平成21年度	○		
88	くず入れ スチールタイプ	コクヨ IR10F1	3	個	平成21年度		○	
89	フロア用肘なしチェア	コクヨ CK-S890JA69	150	脚	平成21年度	○		
90	肘なしチェア運搬台車	コクヨ CP-890N	5	台	平成21年度	○		
91	3人掛け 長いす	ライオン No.141S	4	台	平成21年度	○		
92	肘付チェア	コクヨ S-1032	1	台	平成21年度		○	
93	肘付チェア	コクヨ JOIFA606	1	台	平成21年度		○	
94	トレーニングマシン	セノー BN8010	1	台	平成23年度	○		
95	トレーニングルーム内監視カメラ	アルコム RD-3915	1	台	平成23年度	○		
96	ランニングマシン	セノー RABORD X60i	1	台	平成25年度	○		
97	バレー用ポールカバー	セノー DE1900	2	組	平成29年度	○		
98	柔道用畳	石井化成 KL-20K	83	枚	平成30年度	○		1枚半畳

備品等(Ⅱ種) ※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

No.	品名	メーカー 及び型式	数量	単位	購入年度	更新時の責任分担		備考
						市	指定管理者	
	なし							

(別紙3)

## (施設2)大仙市営仙北球場 備品一覧

備品等(Ⅰ種) ※市が調達し、指定管理者に貸与するもの

No.	品名	メーカー 及び型式	数量	単位	購入年度	更新時の責任分担		備考
						市	指定管理者	
1	石灰ストッカー		1	台		○		
2	タンカ		1	台		○		
3	くず入れ		7	個			○	
4	ライン引き		3	台			○	
5	レーキ(鉄製)		20	個			○	
6	レーキ(木製)		20	個			○	
7	コートブラシ		3	個			○	
9	審判用プロテクター		4	個			○	
10	審判用靴磨器		1	台		○		
11	ワイヤレスマイク		2	個			○	
12	マイクスタンド(卓上)		1	台			○	
13	マイクスタンド		1	台			○	
14	アンプ	TOA	1	台		○		
15	テープデッキ	ティアック	1	台		○		
16	スコップ		5	個			○	角4、丸1
17	一輪車		3	台			○	
18	くわ		3	個			○	
20	机(木製)		1	台		○		
22	外野ネット		1	式		○		
23	壁掛けホワイトボード		1	台			○	
24	パイプイス		35	脚			○	
25	エアコン		5	台		○		
26	電気ドラム		1	個			○	
27	壁掛け時計		1	個			○	
28	ロッカー		1	台		○		



(別紙3)

### (施設2)大仙市営仙北球場 備品一覧

備品等(Ⅰ種) ※市が調達し、指定管理者に貸与するもの

No.	品名	メーカー 及び型式	数量	単位	購入年度	更新時の責任分担		備考
						市	指定管理者	
29	掃除機		1	台			○	
30	長机		5	台		○		
31	ポット		1	個			○	
32	棚(木製)		1	台		○		
33	棚(アルミ製)		1	台		○		
34	冷蔵庫		1	台		○		
35	メジャー		2	個			○	
36	芝刈り機(肩掛け)		1	台		○		
37	芝刈り機(乗用)		1	台		○		
38	AED(自動体外式除細動器)	フィリップス M5066A	1	台	平成28年度	○		リース
39	脱着型スプリンクラー		1	台	平成29年度	○		製作
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								

備品等(Ⅱ種) ※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

No.	品名	メーカー 及び型式	数量	単位	購入年度	更新時の責任分担		備考
						市	指定管理者	
	なし							

(別紙3)

## (施設3)大仙市仙北健康広場 備品一覧

備品等(Ⅰ種) ※市が調達し、指定管理者に貸与するもの

No.	品名	メーカー 及び型式	数量	単位	購入年度	更新時の責任分担		備考
						市	指定管理者	
1	一輪車		1	台			○	屋内ゲートボール場
2	イス		6	脚			○	屋内ゲートボール場
3	スコップ(プラスチック製)		2	個			○	屋内ゲートボール場
4	スコップ(鉄製)		6	個			○	屋内ゲートボール場
5	カラーコーン		6	個			○	屋内ゲートボール場
6	会議テーブル		1	脚		○		屋内ゲートボール場
7	携行用ポリタンク(18l)		6	個			○	屋内ゲートボール場
8	バケツ		2	個			○	屋内ゲートボール場
9	木製ベンチ		3	脚		○		屋内ゲートボール場
10	木製たな(大型)		1	台		○		屋内ゲートボール場
11	木製たな(小型)		3	台		○		屋内ゲートボール場
12	学校用学習机		2	台		○		屋内ゲートボール場
13	電源延長用ドラムコードリール		1	巻			○	屋内ゲートボール場
14	ポータブルアンプスピーカセット	ナショナル	1	台		○		屋内ゲートボール場
15	マイク	ナショナル	1	個			○	屋内ゲートボール場
16	マイクスタンド	ナショナル	1	脚			○	屋内ゲートボール場
17	脚立(1.5M)		1	台			○	屋内ゲートボール場
18	ハンマー(小型)		1	個			○	屋内ゲートボール場
19	ライン引き器		1	台			○	屋内ゲートボール場
20	スノーダンプ		3	台			○	屋内ゲートボール場
21	得点板		2	台			○	屋内ゲートボール場
22	灯油用ホームタンク		1	台			○	屋内ゲートボール場
23	自走式芝刈り機		1	台		○		屋内ゲートボール場
24	リヤカー		2	台			○	屋内ゲートボール場
25	イス(小型)		5	脚			○	屋内ゲートボール場

(別紙3)

## (施設3)大仙市仙北健康広場 備品一覧

備品等(Ⅰ種) ※市が調達し、指定管理者に貸与するもの

No.	品名	メーカー 及び型式	数量	単位	購入年度	更新時の責任分担		備考
						市	指定管理者	
26	折り畳み式会議テーブル		1	脚		○		屋内ゲートボール場
27	くずいれ		2	個			○	屋内ゲートボール場
28	パイプイス		16	脚			○	屋内ゲートボール場
29	ブルーヒーター	サンポット、ダイニチ	2	台		○		屋内ゲートボール場
30	鏡(小型)		1	面			○	屋内ゲートボール場
31	グラウンドゴルフ用ゴール		20	台			○	屋内ゲートボール場
32	ベンチ		6	脚		○		屋外ゲートボール場
33	イス		6	脚			○	屋外ゲートボール場
34	ゲートボール場コートゲート		1	式			○	屋外ゲートボール場
35	ベンチ(木製)		6	脚		○		テニスコート
36	コートブラシ		3	個			○	テニスコート
37	ラインスワイパー		6	個			○	テニスコート
38	審判台		2	台		○		テニスコート
39	コートネット		3	張		○		テニスコート
40	ネット用ポール		3	組		○		テニスコート
41	夜間照明用ナイター設備		1	式		○		テニスコート
42	スコップ(鉄製)		1	個			○	テニスコート
43	サッカーゴール		1	対		○		運動広場
44								

備品等(Ⅱ種) ※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

No.	品名	メーカー 及び型式	数量	単位	購入年度	更新時の責任分担		備考
						市	指定管理者	
	なし							

【資料】

大仙市ふれあい体育館の利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考
利用件数（件）	4,095	4,487	4,100	
利用者数（人）	45,883	46,312	46,000	
利用料金収入（円）	1,067,505	1,065,752	1,092,593	
その他の収入（円）	0	0	0	
自動販売機収入（円）	151,231	140,426	152,778	
自動販売機電気料（円）	136,404	125,421	136,111	

◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考	
人件費	賃金 (非課税項目)	4,260,600	4,330,800	4,444,160	管理人・夜間管理人・清掃員
	社会保険料 (非課税項目)	432,000	434,400	436,800	
需用費	指定管理施設の 電気料	1,361,971	1,370,370	1,388,889	
	自動販売機電気料	136,404	125,421	136,111	
	上下水道料	405,167	405,167	405,167	
	燃料費	217,685	270,875	277,778	
	修繕料	128,019	81,039	129,630	
	消耗品費	226,364	125,886	231,481	
役務費	電話料	118,044	118,044	118,044	
	郵便料	4,556	4,556	4,556	
	保険料 (非課税項目)	30,000	30,000	30,000	総合賠償保険料
委託料	2,180,277	2,177,649	2,222,222	警備保障他	
使用料及び賃借料	193,111	193,111	193,111		
備品購入費	33,873	32,407	33,333		
厚生費	30,960	30,706	31,481		
消費税 (非課税項目)	402,914	395,674	413,744		
計	10,161,945	10,126,105	10,496,508		

平成31年度の基準費用額（9月までは消費税8%、10月からは消費税10%）（大田市ふれあい体育館）

項目	項目	金額（円）		積算根拠
		9月まで	10月から	
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	2,410,000	2,365,000	
	賃金	2,187,000	2,108,000	管理人賃金（通常） 9月まで@770円×8時間×91.5日×2名=1,127,280円 10月から@770円×8時間×88日×2名=1,084,160円 管理人賃金（大会時） 9月まで@770円×9時間×25日=173,250円 10月から@770円×9時間×25日=173,250円 夜間管理人賃金 9月まで@770円×4時間×91.5日×2名=563,640円 10月から@770円×4時間×88日×2名=542,080円 清掃員賃金 9月まで@770円×4時間×105日=323,400円 10月まで@770円×4時間×100日=308,000円
	社会保険料	223,000	257,000	◎事業主負担分（標準月額報酬：115,000円） ○健康保険料 115,000円×11.81%×1/2=6,790円 6,790円×12ヶ月×2人=162,960円 ○厚生年金保険料 115,000円×18.300%×1/2=10,522円 10,522円×12ヶ月×2人=252,528円 ○子ども・子育て手当拠出金 115,000円×0.23%×12ヶ月×2人=6,348円 ○労働保険料、雇用保険料 労働保険率3/1,000（その他各種事業）・・・① 雇用保険率6/1,000（一般の事業）・・・② ①+②=9/1,000（0.9%） 115,000円×0.9%×12ヶ月×2人=24,840円 ○健康診断料・厚生費 17,000円×2人=34,000円 ◎合計480,676円
	需用費	1,328,000	1,426,000	
	指定管理施設の電気料	816,000	816,000	9月まで@136,000円×6ヶ月=816,000円 10月から@136,000円×6ヶ月=816,000円
	自動販売機電気料	75,000	75,000	9月まで@2,500円×5台×6ヶ月=75,000円 10月から@2,500円×5台×6ヶ月=75,000円
	上下水道料	216,000	216,000	9月まで@36,000円×6ヶ月=216,000円 10月から@36,000円×6ヶ月=216,000円
	燃料費	71,000	169,000	9月まで灯油@73円×975ℓ=71,175円 10月から@73円×2,325ℓ=169,725円
	消耗品	100,000	100,000	施設管理・事務用 200,000円
	修繕料	50,000	50,000	小破修繕対応用 100,000円
	役務費	69,000	69,000	
	電話料	66,000	66,000	9月まで@11,000円×6ヶ月 10月から@11,000円×6ヶ月
	郵便料	3,000	3,000	@82円×80枚=6,560円
	保険料	0	0	
	委託料	826,000	826,000	自動ドア保守管理 67,000円 自家用電気工作物保安管理 152,400円 エレベーター保守点検 252,000円 放流ポンプ槽維持管理 100,000円 警備保障業務 96,000円 消防設備点検 261,000円 防火対象物 120,000円 火災報知機 104,000円 定期清掃業務 500,000円
	使用料及び借り上げ料	87,000	87,000	コピー機使用料 174,960円
	備品購入費	0	0	
小計	4,720,000	4,773,000	⑤	
利用料金収入等 (税抜き)	利用料金	580,000	580,000	利用料金収入
	その他の収入	0	0	
	自動販売機収入	82,000	82,000	5台分
	自動販売機電気料	75,000	75,000	5台分
小計	737,000	737,000	⑥	
差引額⑤－⑥		3,983,000	4,036,000	⑦
消費税（9月まで）⑦×8% （10月から）⑦×10%		318,640	403,600	⑧
平成31年度の基準費用額		8,741,240		⑦+⑧

注1：基準費用について、社会情勢の変化等により消費税の増税が見送られた場合には相応して変更するものとします。

注2：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例の改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎平成32年度以降の基準費用額（消費税10%）（大仙市ふれあい体育館）

項目	項目	金額（円）	積算根拠	
年間維持管理費用 （税抜き）	人件費	4,775,000		
	賃金	4,295,000	管理人賃金（通常） @770円×8時間×179.5日×2名=2,211,440円 管理人賃金（大会時） @770円×9時間×50日=346,500円 夜間管理人賃金 @770円×4時間×179.5日×2名=1,105,720円 清掃員賃金 @770円×4時間×205日=631,400円 ◎合計4,295,060円	
	社会保険料	480,000	◎事業主負担分（標準月額報酬：115,000円） ○健康保険料 115,000円×11.81%×1/2=6,790円 6,790円×12ヶ月×2人=162,960円 ○厚生年金保険料 115,000円×18.300%×1/2=10,522円 10,522円×12ヶ月×2人=252,528円 ○子ども・子育て手当拠出金 115,000円×0.23%×12ヶ月×2人=6,348円 ○労働保険料、雇用保険料 労働保険率3/1,000（その他各種事業）・・・① 雇用保険率6/1,000（一般の事業）・・・② ①+②=9/1,000（0.9%） 115,000円×0.9%×12ヶ月×2人=24,840円 ○健康診断料・厚生費 17,000円×2人=34,000円 ◎合計480,676円	
	需用費	2,754,000		
	指定管理施設の電気料	1,632,000	@136,000円×12ヶ月=1,632,000円	
	自動販売機電気料	150,000	@2,500円×5台×12ヶ月=150,000円	
	上下水道料	432,000	@36,000円×12ヶ月=432,000円	
	燃料費	240,000	4月から11月まで 灯油@73×1,300ℓ=94,900円 12月から3月まで 灯油@73×2,000ℓ=146,000円 ◎合計240,900円	
	消耗品	200,000	施設管理・事務用 200,000円	
	修繕料	100,000	小破修繕対応用 100,000円	
	役務費	138,000		
	電話料	132,000	@11,000円×12ヶ月=132,000円	
	郵便料	6,000	@82円×80枚=6,560円	
	保険料	0		
	委託料	1,652,000	自動ドア保守管理 67,000円 自家用電気工作物保安管理 152,400円 エレベーター保守点検 252,000円 放流ポンプ槽維持管理 100,000円 警備保障業務 96,000円 消防設備点検 261,000円 防火対象物 120,000円 火災報知機 104,000円 定期清掃業務 500,000円 ◎合計1,652,400円	
	使用料及び借り上げ料	174,000	コピー機使用料 174,960円	
	備品購入費	0		
	小計	9,493,000	⑨	
	利用料収入等 （税抜き）	利用料金	1,160,000	利用料金収入
		その他の収入	0	
自動販売機収入		164,000	5台分	
自動販売機電気料		150,000	5台分	
小計		1,474,000	⑩	
差引額⑨－⑩		8,019,000	⑪	
消費税⑪×10%		801,900	⑫	
平成32年度以降の基準費用額		8,820,900	⑪+⑫	

注1：基準費用について、社会情勢の変化等により消費税の増税が見送られた場合には相応して変更するものとします。

注2：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例の改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

## 【資料】

## 大仙市宮仙北球場の利用者数及び施設維持管理費等

## ◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考
利用件数（件）	189	167	180	
利用者数（人）	11,108	11,195	11,200	
利用料金収入（円）	407,398	371,796	388,889	
その他の収入（円）	0	0	0	
自動販売機収入（円）	74,290	67,321	66,667	
自動販売機電気料（円）	12,156	19,325	14,815	

## ◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考	
人件費	賃金 (非課税項目)	0	0	0	
	社会保険料 (非課税項目)	0	0	0	
需用費	指定管理施設の 電気料	211,658	244,545	240,741	
	自動販売機電気料	12,156	19,325	14,815	
	上下水道料	0	0	0	
	燃料費	5,556	5,556	5,556	
	修繕料	71,791	40,165	64,815	
	消耗品費	245,394	184,726	231,481	
役務費	電話料	32,704	32,704	32,704	
	郵便料	0	0	0	
	保険料 (非課税項目)	0	0	0	
委託料	1,221,481	1,162,847	1,222,222	球場管理業務委託他	
使用料及び賃借料	0	0	0		
備品購入費	0	0	0		
消費税 (非課税項目)	144,059	134,847	145,061		
計	1,944,799	1,824,714	1,957,394		

平成31年度の基準費用額（9月までは消費税8%、10月からは消費税10%）（大仙市営仙北球場）

項目	項目	金額（円）		積算根拠
		9月まで	10月から	
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	0	0	
	賃金	0	0	
	社会保険料	0	0	
	需用費	380,000	193,000	
	指定管理施設の電気料	156,000	104,000	○9月まで@26,000円×6ヶ月=156,000円 ○10月から11月まで@26,000円×2ヶ月+ 12月から3月@13,000円×4ヶ月=104,000円
	自動販売機電気料	12,000	4,000	@2,000円×8ヶ月=16,000円
	上下水道料	0	0	
	燃料費	7,000	0	乗用整備車・草刈機燃料 混合油@200円×20ℓ=4,000円 軽油@111円×30ℓ=3,330円 ◎合計 7,330円
	消耗品	180,000	60,000	施設管理用（石灰、トレットペーパー等） 9月まで@30,000円×6ヶ月=180,000円 10月から@30,000円×2ヶ月=60,000円
	修繕料	25,000	25,000	小破修繕対応用 50,000円
	役務費	32,500	14,500	
	電話料	27,000	9,000	9月まで@4,500円×6ヶ月 10月から@4,500円×2ヶ月
	郵便料	0	0	
	手数料	5,500	5,500	浄化槽法定検査手数料 @11,000円
	委託料	1,109,000	383,000	管理委託（野球連盟） 9月まで@165,000円×6ヶ月=990,000円 10月から@165,000円×2ヶ月=330,000円 浄化槽維持管理委託 9月まで@26,500円、10月から@26,500円 ごみ収集運搬委託 9月まで@39,000円、10月から@13,000円 乗用芝刈機整備委託 9月まで@24,000円 消防設備点検 9月まで@16,000円 防火対象物点検 9月まで@13,500円、10月から@13,500円
使用料及び 借り上げ料	0	0		
備品購入費	0	0		
小計	1,521,500	590,500	⑤	
利用料収入等 (税抜き)	利用料金	300,000	100,000	9月まで@50,000円×6ヶ月=300,000円 10月から@50,000円×2ヶ月=100,000円
	その他の収入	0	0	
	自動販売機収入	57,000	19,000	9月まで@9,500円×6ヶ月=57,000円 10月から@9,500円×2ヶ月=19,000円
	自動販売機電気料	12,000	4,000	9月まで@2,000円×6ヶ月=12,000円 10月から@2,000円×2ヶ月=4,000円
	小計	369,000	123,000	⑥
差引額⑤－⑥		1,152,500	467,500	⑦
消費税（9月まで）⑦×8% （10月から）⑦×10%		92,200	46,750	⑧
平成31年度の基準費用額		1,758,950		⑦＋⑧

注1：基準費用について、社会情勢の変化等により消費税の増税が見送られた場合には相応して変更するものとします。

注2：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例の改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。



◎平成32年度以降の基準費用額（消費税10%）（大仙市営仙北球場）

項目	項目	金額（円）	積算根拠
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	0	
	賃金	0	
	社会保険料	0	
	需用費	573,000	
	指定管理施設の電気料	260,000	4月～11月 @26,000円×8ヶ月=208,000円 12月～3月 @13,000円×4ヶ月=52,000円 ◎合計 260,000円
	自動販売機電気料	16,000	@2,000円×8ヶ月=16,000円
	上下水道料	0	
	燃料費	7,000	乗用整備車・草刈機燃料 混合油@200円×20% <sup>※</sup> =4,000円 軽油@111円×30% <sup>※</sup> =3,330円 ◎合計 7,330円
	消耗品	240,000	施設管理用（石灰、トレットペーパー等） @30,000円×8ヶ月=240,000円
	修繕料	50,000	小破修繕対応用 50,000円
	役務費	47,000	
	電話料	36,000	@4,500円×8ヶ月
	郵便料	0	
	手数料	11,000	浄化槽法定検査手数料 @11,000円
	委託料	1,492,000	管理委託（野球連盟） @165,000円×8ヶ月=1,320,000円 浄化槽維持管理委託 @53,000円 ごみ収集運搬委託 @52,000円 乗用芝刈機整備委託 @24,000円 消防設備点検 @16,000円 防火対象物点検 @27,000円 @合計1,492,000円
使用料及び 借り上げ料	0		
備品購入費	0		
小計	2,112,000	⑨	
利用料収入等 (税抜き)	利用料金	400,000	利用料金収入
	その他の収入	0	
	自動販売機収入	76,000	1台分（4月～11月）
	自動販売機電気料	16,000	1台分（4月～11月）
	小計	492,000	⑩
差引額⑨－⑩		1,620,000	⑪
消費税⑪×10%		162,000	⑫
平成32年度以降の基準費用額		1,782,000	⑪＋⑫

注1：基準費用について、社会情勢の変化等により消費税の増税が見送られた場合には相応して変更するものとします。

注2：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例の改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

## 【資料】

## 大仙市仙北健康広場の利用者数及び施設維持管理費等

## ◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考
利用件数（件）	562	678	650	
利用者数（人）	8,933	10,379	9,500	
利用料金収入（円）	185	833	463	
その他の収入（円）	20,926	15,278	15,741	自主事業参加料
自動販売機収入（円）	20,493	20,690	21,296	
自動販売機電気料（円）	16,014	13,872	16,667	

## ◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考	
人件費	賃金 (非課税項目)	0	0	0	
	社会保険料 (非課税項目)	0	0	0	
需用費	指定管理施設の 電気料	511,503	408,146	509,259	水源地ポンプ含む
	自動販売機電気料	16,014	13,872	16,667	
	上下水道料	0	0	0	
	燃料費	2,817	9,594	9,259	
	修繕料	69,359	20,290	46,296	
	消耗品費	119,251	98,322	111,111	
役務費	電話料	0	0	0	
	郵便料	0	0	0	
	保険料 (非課税項目)	0	0	0	
委託料	739,103	742,593	751,852	芝管理、水源ポンプ管理	
使用料及び賃借料	0	0	0		
備品購入費	0	0	0		
消費税 (非課税項目)	116,644	103,649	115,556		
計	1,574,690	1,396,467	1,560,000		

平成31年度の基準費用額（9月までは消費税8%、10月からは消費税10%）（大仙市仙北健康広場）

項目	項目	金額（円）		積算根拠
		9月まで	10月から	
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	316,000	189,000	
	賃金	316,000	189,000	○9月まで@790円×4時間×50日×2名=316,000円 ○10月から@790円×4時間×10日×2名+ 雪下ろし賃金@14,000×3名×3回=189,200円
	社会保険料	0	0	
	需用費	411,000	392,000	
	指定管理施設 の電気料	303,000	303,000	健康広場 9月まで@25,500円×6ヶ月=153,000円 10月から@25,500円×6ヶ月=153,000円 水源地井戸ポンプ 9月まで@25,000円×6ヶ月=150,000円 10月から@25,000円×6ヶ月=150,000円
	自動販売機 電気料	12,000	4,000	@2,000円×8ヶ月=16,000円
	上下水道料	0	0	
	燃料費	11,000	0	草刈機・動噴等燃料（9月まで） 混合油@200円×45ℓ=9,000円 軽油@111円×20ℓ=2,220円 ◎合計11,220円
	消耗品	60,000	60,000	施設管理用（フェンスネット、塩素剤、除草剤等） ○9月まで@10,000円×6ヶ月=60,000円 ○10月から@10,000円×6ヶ月=60,000円
	修繕料	25,000	25,000	小破修繕対応用 50,000円
	役務費	27,500	27,500	
	電話料	0	0	
	郵便料	0	0	
	手数料	27,500	27,500	浄化槽法定検査手数料 @11,000円 水源地水質検査手数料 @11,000円×4回=44,000円
	委託料	235,000	235,000	浄化槽維持管理委託 @70,000円 水源地ポンプ管理委託 @10,000円×12ヶ月=120,000円 健康広場芝生管理 @280,000円
	使用料及び 借り上げ料	0	0	
	備品購入費	0	0	
小計	989,500	843,500	⑤	
利用料収入等 (税抜き)	利用料金	2,000	2,000	利用料金収入
	その他の収入	0	20,000	自主事業開催予定（10月）
	自動販売機収入	16,500	5,500	9月まで@2,750円×6ヶ月=16,500円 10月から@2,750円×2ヶ月=5,500円
	自動販売機電気料	12,000	4,000	9月まで@2,000円×6ヶ月=12,000円 10月から@2,000円×2ヶ月=4,000円
	小計	30,500	31,500	⑥
差引額⑤－⑥		959,000	812,000	⑦
消費税（9月まで）⑦×8% （10月から）⑦×10%		76,720	81,200	⑧
平成31年度の基準費用額		1,928,920		⑦＋⑧

注1：基準費用について、社会情勢の変化等により消費税の増税が見送られた場合には相応して変更するものとします。

注2：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例の改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

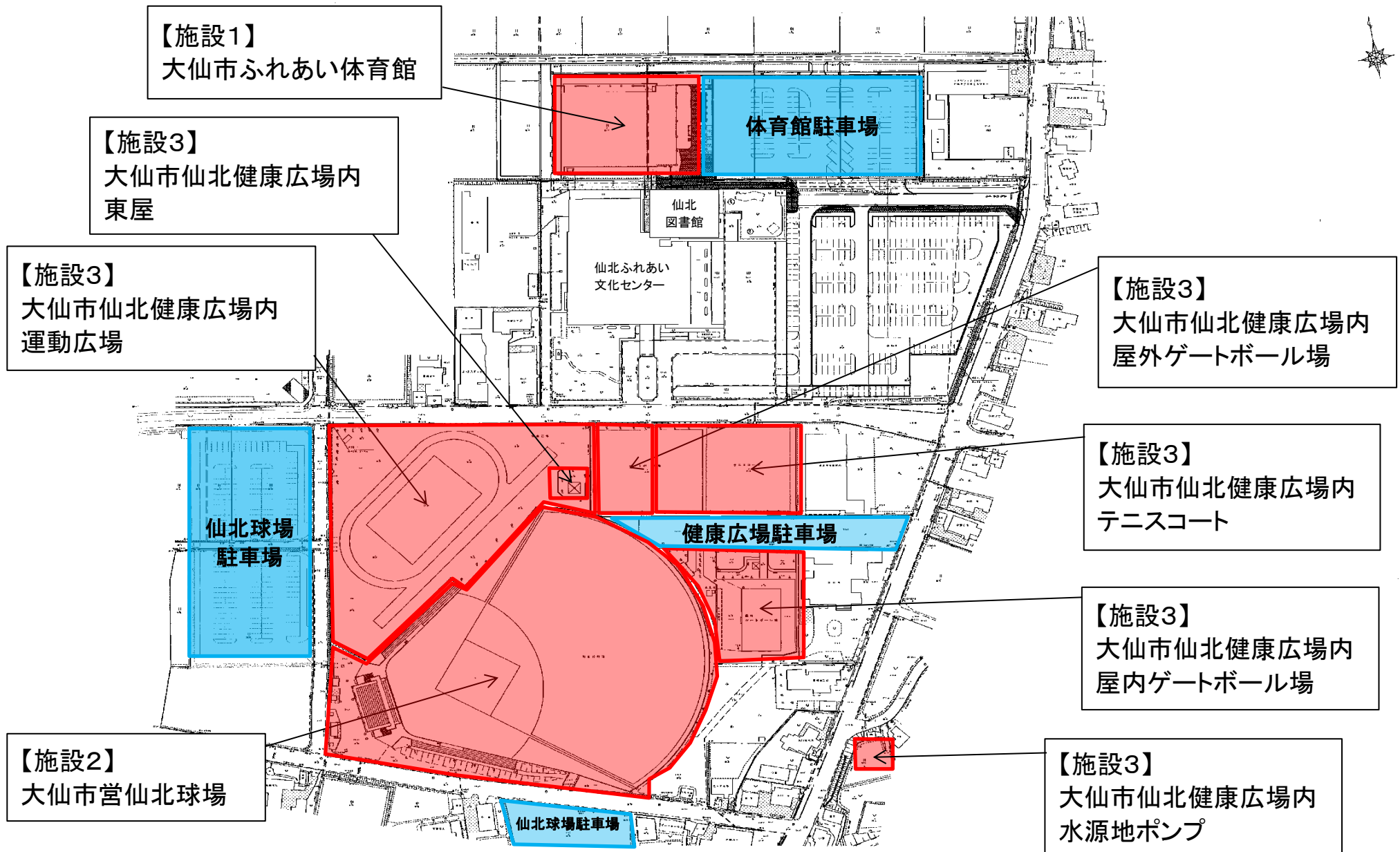
◎平成32年度以降の基準費用額（消費税10%）（大仙市仙北健康広場）

項目	項目	金額（円）	積算根拠
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	505,000	
	賃金	505,000	管理人賃金 @790円×4時間×60日×2名=379,200円 雪下ろし賃金 @14,000円×3名×3回=126,000円 ◎合計 505,200円
	社会保険料	0	
	需用費	803,000	
	指定管理施設 の電気料	606,000	健康広場 @25,500円×12ヶ月=306,000円 水源地井戸ポンプ @25,000円×12ヶ月=300,000円
	自動販売機 電気料	16,000	@2,000円×8ヶ月=16,000円
	上下水道料	0	
	燃料費	11,000	草刈機・動噴等燃料 混合油@200円×45ℓ=9,000円 軽油@111円×20ℓ=2,220円 ◎合計 11,220円
	消耗品	120,000	施設管理用（フェンスネット、塩素剤、除草剤等） @10,000円×12ヶ月
	修繕料	50,000	小破修繕対応用 50,000円
	役務費	55,000	
	電話料	0	
	郵便料	0	
	手数料	55,000	浄化槽法定検査手数料 @11,000円 水源地水質検査手数料 @11,000円×4回=44,000円
	委託料	470,000	浄化槽維持管理委託 @70,000円 水源地ポンプ管理委託 @10,000円×12ヶ月=120,000円 健康広場芝生管理 @280,000円
	使用料及び 借り上げ料	0	
	備品購入費	0	
小計	1,833,000	⑨	
利用料収入等 (税抜き)	利用料金	4,000	利用料金収入（ナイター@200円×20時間）
	その他の収入	20,000	自主事業参加料収入（@500円×40人）
	自動販売機収入	22,000	1台分（4月～11月）
	自動販売機電気料	16,000	1台分（4月～11月）
	小計	62,000	⑩
差引額⑨－⑩		1,771,000	⑪
消費税⑪×10%		177,100	⑫
平成32年度以降の基準費用額		1,948,100	⑪＋⑫

注1：基準費用について、社会情勢の変化等により消費税の増税が見送られた場合には相応して変更するものとします。

注2：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例の改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

# 仙北地域スポーツ施設及び関連施設位置図



## 仙北地域スポーツ施設使用料金一覧

※料金は市の条例等による減免規程が適用される前の金額です。

### 施設1 大仙市ふれあい体育館

区分		単位	使用料の額
体育館	1.研修又はアマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 820円
		入場料を徴収する場合	1時間につき 1,640円
	2.営利を目的としない催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 3,900円
		入場料を徴収する場合	1時間につき 7,810円
	3.営利を目的とする催物に利用する場合	1時間につき	19,540円
施設設備等	1.照明設備(アリーナ)	1時間につき	610円
	2.ミーティング室	1回(2時間まで)につき	510円
	3.ランニングコース及びトレーニングルーム	1回(2時間まで)につき	100円
	4.物品販売の目的で館内ホール等を利用する場合	1日(6㎡)につき	2,160円
暖房設備	1.研修又はアマチュアスポーツに利用する場合(アリーナ)	1時間につき	1,540円
	2.上記以外に利用する場合(アリーナ)	1時間につき	3,080円

利用時間：【昼間】午前9時～午後5時 【夜間】午後5時～午後9時  
 体育館の半面利用の場合は、体育館及び照明設備使用料を半額とする。

### 施設2 大仙市営仙北球場

使用時間及び使用施設 用途区分		1時間当たりの使用料の額		
		グラウンド及び観覧席他 (スコアボード、放送設備一式を除く)	スコアボード (カウント表示盤含む)	放送設備一式
アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴収しない場合	1,020円	100円	100円
	入場料を徴収する場合	2,050円	200円	200円
その他の催物に利用する場合		5,140円	510円	510円

利用時間：午前8時～午後6時  
 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該施設を1時間として計算した使用料を徴収する。

### 施設3 大仙市仙北健康広場

大仙市仙北健康広場内施設①～④の使用料金は無料。  
 (但し、①屋内ゲートボール場及び④テニスコート及び照明設備のみ有料。)

- ①屋内ゲートボール場 (利用時間：午前6時～午後9時)
- ②屋外ゲートボール場 (利用時間：午前6時～午後7時)
- ③運動広場 (利用時間：午前6時～午後7時)
- ④テニスコート (利用時間：午前6時～午後9時)

区分	利用の単位	使用料の額
テニスコート	照明を使用した 場合の1時間当たり	200円
屋内ゲートボール場		